

宮城県特別支援教育将来構想答申  
(修正案)

平成26年12月

宮城県特別支援教育将来構想審議会

# 目次

はじめに	1
<del>1</del> I 特別支援教育将来構想の策定について	2
<del>2</del> II 現構想における取組の成果と課題	4
1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する	4
2 市町村における就学支援体制を整備する	5
3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する	5
4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する	6
<del>3</del> III 各学校の現状と課題	7
1 小・中学校	7
2 特別支援学校	8
3 高等学校	11
<del>4</del> IV 特別支援教育将来構想の基本的な考え方	<del>12</del> 13
<del>5</del> V 今後の特別支援教育の進め方	14
目標1 【自立と社会参加】 <del>障害のある児童生徒が夢や希望を達成することにより心豊かな生活を実現するための 貫いた指導 支援体制の整備</del>	
<del>(1)</del> 1 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実	<del>13</del> 14
<del>(2)</del> 2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実	<del>13</del> 15
<del>(3)</del> 3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実	<del>13</del> 15
目標2 【学校づくり】 <del>障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備</del>	
<del>(1)</del> 1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現	<del>13</del> 16
<del>(2)</del> 2 学習の質を高めるための教員の専門性向上	<del>13</del> 17
<del>(3)</del> 3 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備	<del>13</del> 18
目標3 【地域づくり】 <del>生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進</del>	
<del>(1)</del> 1 共生社会の実現を目指した理解促進	<del>13</del> 18
<del>(2)</del> 2 市町村教育委員会への支援充実	<del>13</del> 19
<del>6</del> VI 特別支援教育将来構想の施策体系	<del>18</del> 20
<del>7</del> VII 資料編	<del>19</del> 21

## はじめに

本審議会は平成25年5月に「宮城県障害児教育将来構想（平成17年策定）」に基づくこれまでの取組や課題も踏まえた新たな構想の策定について、県教育委員会から諮問を受けました。

新たな構想は、本県における今後の特別支援教育の在り方を示すものであることから、障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加が促進される構想となるよう、教育関係者だけでなく学識経験者、医療・福祉関係者、労働関係者、障害者支援団体関係者、保護者代表など、特別支援教育について専門的で幅広い知見を持つ委員で本審議会は構成されました。

本審議会では、特別支援教育の今後の在り方について、「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」、「特別支援学校の教育の充実」、「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」、「市町村における特別支援教育の充実」、「発達障害への対応」、「教員の専門性向上」、「ICTの活用」というテーマについて、委員の皆様それぞれのお立場から御意見をいただいたところであり、今回、これまでの議論を「~~答申（最終案）~~」として取りまとめました。

県教育委員会においては、本答申を踏まえ、共生社会の中で、~~障害のある児童生徒~~障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することを~~の更なる充実に向け対応することを切に願う~~ものです。

宮城県特別支援教育将来構想審議会 会長 村上 由則

## 4-I 特別支援教育将来構想の策定について

我が国における「障害者の権利に関する条約」<sup>1)</sup>については、平成19年の署名とともに関係法令等の整備を進め、平成26年1月に批准した。同条約は全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システム<sup>2)</sup>の構築を提唱している。

このような世界の流れの中で、我が国においても平成19年に学校教育法等の一部改正、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の学校教育法施行令の一部改正等、共生社会<sup>3)</sup>の形成を目指し、~~インクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育が推進されている。~~ **形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されている。**

本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」という基本理念の下に、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進め、一定の成果を挙げてきたところである。

一方、この10年間で、特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっている。また、現在、推進されているインクルーシブ教育システム構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応として、多様な学

---

### \*1 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定（外務省人権人道課資料）

### \*2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

### \*3 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

びの場<sup>\*4</sup>の準備整備やICTの活用等の教育環境の整備とともに卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められている。

こうしたことから、世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、共生社会の中で、~~障害のある児童生徒~~障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育に向けた「特別支援教育将来構想」の策定が求められている。

---

\*4 多様な学びの場

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

## 2 II 現構想における取組の成果と課題

現構想は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とし、その推進に向け、以下の4つの目標を定め、取組んできた。それぞれの取組を振り返ると、学習支援室システム<sup>5</sup>等を通じて適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後、対応が必要な課題も確認された。

### 【 現構想の4つの目標 】

- 1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する
- 2 市町村における就学支援体制を整備する
- 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する
- 4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

## 1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

### (1) 学習支援室システム

県内小・中学校18校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対して個別の実態に応じたきめ細やかな支援を行ってきた。その結果、学力の向上や情緒の安定等、「学習支援室」の活用により学習面及び生活面全般にわたり改善が図られるとともに、障害のない児童生徒や担当以外の教員の障害に対する理解が促進された。一方、学年進行に伴い、各児童生徒の教育的ニーズの差異が認められ、同一の教育内容を一緒に学習することが難しくなったり、障害が重度の場合、他の児童生徒が「学習支援室」活用ができなくなったりした例も見られた。

### (2) 居住地校学習

これまで特別支援学校においては、児童生徒が居住地の小・中学校において交

\*5 学習支援室システム

宮城県障害児教育将来構想の基本理念「共に学ぶ」教育の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある全ての児童生徒を、学習支援室に配置した教員を活用し通常の学級や学習支援室において指導することにより、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム

流及び共同学習<sup>6</sup>を行った結果、実施してきた。その結果、参加人数は平成16年度の63人から、平成25年度は309人となり、地域における児童生徒の交流の機会が増えるとともに、保護者同士の繋がりが広がり、地域での理解や支援を得ることができるようになった。

しかしながら、教育的ニーズの幅が広がる小学校高学年から中学校における交流及び共同学習の内容については工夫が必要であるとの指摘もあった。

これらの取組を通じて、障害のある児童生徒にとって、課題や学習内容に応じ、集団もしくは個別のいずれかで学ぶことができる場を選択・活用できる仕組みを取入れることで、高い学習効果が得られることが明らかになった。

このことから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の設定と活用に向けた効果的な指導体制の在り方を確立するため、専門家チーム<sup>7</sup>を活用したモデル事業を展開し、その手法の更なる工夫とその成果を周囲の諸学校へ普及させる必要がある。

## 2 市町村における就学支援体制を整備する

市町村においては職員の異動等により、担当者間の円滑な教育支援就学支援やその情報共有が難しい状況があることから、本県では体制整備の支援のために巡回就学相談及び就学事務説明会を実施してきた。

また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、就学の仕組みが変更され、今後、市町村において、適切な教育支援就学支援の体制整備が確立されるよう、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るなど、市町村を支援するための体制の強化に取り組む必要がある。

## 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する

コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、中核となる教職員の理解啓発に努め、各学校における伝講会などの実施により、共に学ぶ教育についての理解は深められてきた。

しかしながら、小・中学校における教職員の理解は進んできたが、高等学校における教職員への更なる理解啓発を図ることが今後の課題である。そのためには研修の実施だけではなく、高等学校における交流及び共同学習の実施や障害のある児童

---

\*6 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を通じて、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場のこと

\*7 専門家チーム

教育委員会の職員、特別支援学校の教員、心理学の専門家、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師等で構成され、障害のある児童生徒の対応方針についての専門的意見の提示が、その役割としたもの



生徒と実際に~~かか~~関わる機会を設定するなど、一層の理解促進に向けた方策を検討する必要がある。

#### 4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

本県の総合教育センターにおいては、小・中学校等の教職員を対象とした特別支援教育に関する研修が拡充され、受講者が増加するなど、特別支援教育の推進が図られてきた。

また、特別支援学校のセンター的機能<sup>\*8</sup>については、特別支援教育が様々な障害のある児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員の幅広い専門性が一層求められているほか、特別支援学校間の連携及び情報共有、小・中学校の教育資源<sup>\*9</sup>や担当者等を繋ぐ調整役としての役割も求められている。今後、多様な教育的ニーズに応じていくために、特別支援学校教職員の幅広い専門性を高め、特別支援学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が強く求められる。

---

\*8 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校等を含む関係機関や保護者に対し、要請に応じて、児童生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

\*9 教育資源

幼、小、中、高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室



~~(1)~~ 1 小・中学校

~~(1)~~ 【特別な支援を必要とする児童生徒数の増加】

- 本県の小・中学校において、平成25年度に特別支援学級を設置している割合は、小学校84.1%、中学校86.5%となっており、通級指導教室を設置している学校の割合は、小学校26.1%、中学校4.8%となっている。
- 特別支援学級の障害種別設置数は、知的障害と自閉症・情緒障害で約8割を占め、特に、自閉症・情緒障害は、~~10~~10年前と比較すると50%も増加しており、それ以外は、~~知的障害~~知的障害も含め微増傾向にある。資料 P20.1.2 (資料2)
- LD等の通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年5月の時点で771人であり、LD等の児童生徒が通級による指導の対象に加えられた平成18年度の10人と比較すると761人増加している。資料 P21.1.3 (資料3)  
平成24年度の文部科学省の調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は、小・中学校では通常の学級に6.5%程度在籍しているとされている。
- 小・中学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒が適切に学習できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが必要である。

~~(2)~~ 【特別支援教育の校内体制整備】

- 本県の特別支援教育に関する校内委員会<sup>\*10</sup>の設置率、特別支援教育コーディネーター<sup>\*11</sup>の指名率は小・中学校ともに100%であり、校内における特別支援教育の体制は整備されたものの、校内委員会の年間開催回数が2回以下の学校が小学校では約7割、中学校では約8割となっている。資料 P27.2.3 (資料4)
- 計画的に校内委員会を開催し、その役割を十分に機能させることが必要である。

~~(3)~~ 【教員の専門性】

- 平成25年度の小・中学校の特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）に在籍する児童生徒数は1,186人で、10年前と比較して~~608~~612人増加している。資料 P22.1.4 (資料4)

\*10 校内委員会

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方針の検討等を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員

\*11 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

- 自閉症児のコミュニケーション能力を高めるための指導内容・方法の改善や充実が必要であり、全ての教員が自閉症児への対応について共通理解し、情緒の安定を促すための個別の支援の充実を図ることが必要である。

#### **(4) 個別の教育支援計画<sup>\*12</sup>と個別の指導計画<sup>\*13</sup>の作成と活用**

- 小・中学校ともに「個別の教育支援計画」の作成率は約5割、「個別の指導計画」の作成率は約8割にとどまっている。~~資料 P23.2.4~~ (資料14)
- 一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援を行っていくことが必要である。

### ~~(2) 2 特別支援学校~~

#### **(1) 知的障害特別支援学校の狭隘化**

- 平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は平成25年5月現在1,867人で、10年前と比較すると616人増加しており、教室不足を解消するため、特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っている。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると、小学部は30学級、中学部は24学級、高等部は54学級それぞれ増加しており、高等部の学級数の増加が顕著である。~~資料 P23.5.9~~ (資料5, 6)  
特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校（光明，名取，利府）の在籍者数は、それぞれ200人を大きく超える状態が続いているため、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応している。~~資料 P24.1.7~~ (資料7)
- 作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来しており、関係市町村の協力を得ながら、狭隘化の解消に向けた対策が急務である。

#### **(2) 知的障害以外の特別支援学校**

- 知的障害以外の特別支援学校は、今後、児童生徒数が横ばいかやや減少することが推測されている。~~資料 P24.1.9, P25.1.10~~ (資料9, 10)
- 知的障害などの障害を併せ有する児童生徒が在籍している。
- 一定規模の学習集団の確保を図るため、社会の変化に対応した学科の再編について検討する必要がある。
- 複数の障害種に対応できるよう、障害種部門の併置化や併設化を検討する必

\*12 個別の教育支援計画

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの

\*13 個別の指導計画

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画

要がある。

### (3) ~~【進路指導の充実】~~

- 児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導の充実に向けた研修会の実施や関係機関との連携を図ってきた。
- 平成25年度の特別支援学校卒業者の進路先では、就職を希望した132人に対して125人の就職が決定している。~~資料 P29. 3. 9~~ (資料17)
- 本人の希望に沿った進路の実現に向けた対策が求められ、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育内容・指導方法を検討する必要がある。
- 障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、学校と事業所及び関係機関とが合同で行う研修会等を通して、教育課程や教育活動の見直し等を図る必要がある。

### (4) ~~【教員の専門性】~~

- 重複障害のある児童生徒が多く在籍しているほか、医療的ケア<sup>14</sup>の対象児童生徒が増えている。~~資料 P30. 3. 5~~ (資料19)
- 教員は複数の障害種の専門性や摂食指導、介護に関する知識・技能等を高めることが必要である。

### (5) ~~【軽い知的障害のある生徒への対応】~~

- 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度（以後、「軽い知的障害」という）の生徒を対象とする高等学園<sup>15</sup>は県内に2校あり、いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出している。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立知的障害特別支援学校等に入学しており、そのような状況に対応するため平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定である。~~資料 P29. 3. 2~~ (資料16)
- 生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園の整備に向けた検討が必要であるとともに、二次募集で県立知的障害特別支援学校に入学する生徒に対応した教育課程を編成するなどの工夫が必要である。

### (6) ~~【居住地校学習】~~

- 本県では、平成16年度から「共に学ぶ教育」を進めるため、本人及び保護

\*14 医療的ケア

日常的な吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為

\*15 高等学園

軽い知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度）があり、中学校、中等教育学校中学部、特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、社会参加と職業的自立を目指し、心豊かに、そして主体的に自分の力や可能性を發揮して生きる人間を育成する学校

者の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきた。この取組は、双方の児童生徒の経験を広め、心の成長を促すなどの成果を挙げている。資料P30.3.4

(資料18)

- 今後は、より多くの児童生徒が参加できるよう、交流及び共同学習の教育課程への位置づけや、学習の難易度が上がる小学校高学年以上の活動内容の更なる充実と検討が必要である。また、直接交流が困難な場合は、作品や手紙の交換などによる間接交流を行うことも必要である。

### ~~(7)~~【センター的機能】

- 特別支援学校のセンター的機能が広く認知されたことで、相談件数は、平成20年度の764件から平成~~25~~24年度は1,334件と増加しており、小・中、高等学校及び保育所・幼稚園等において、特別支援学校からの助言に基づく指導の充実が図られてきている。資料P24.2.1,2 (資料11,12)
- それぞれの学校だけでは、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズへの対応が難しい場合がある。
- 特別な支援の強化に向けて、高い専門性をもつ人材の更なる確保と、地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数指名など、センター的機能を補完する体制づくりが必要である。
- 障害種の異なる特別支援学校間においても、緊密な連携を図り、相互に有する専門性を活用するための体制の整備を図る必要がある。

### ~~(8)~~【適切な教育支援】

- 入学直前に、特別支援学校から通常の学校へ就学先を変更する事例があった。
- 本人、保護者、市町村教育委員会が、早期から計画的・継続的に教育相談等を実施し、就学先決定について合意形成を図る必要がある。

## ~~(9)~~ 3 高等学校

### ~~(1)~~【特別な支援を必要とする生徒への対応】

- 文部科学省の平成24年度の調査においては、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%と~~されて~~なっており、~~また、~~平成21年度の調査では発達障害の可能性のある生徒は、高等学校に2.2%程度在籍していると推測されている。資料P29.3.1 (資料15)
- 高等学校においても特別な支援を必要とする生徒に対応する必要があり、多様な教育的ニーズを的確に捉え、障害による学習上・生活上の困難を改善、克服するための配慮を行うとともに、生徒一人一人が~~その~~持てる力を十分に発揮するための対応が求められる。

- 特別な支援を必要とする生徒へ具体的な支援を行うため、障害の状態、配慮事項、関係機関などの情報を、中学校との接続期には学校間で**确实適切**に引き継ぎを行うほか、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要がある。

## **(2)【特別支援教育の校内体制】**

- 特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が進む一方、校内委員会を開催していない学校が約4割、また、**年間開催回数**が2回以下の学校が約9割となってい ~~資料 P27. 2-3~~ る。 **(資料13, 14)**
- 特別な支援を必要とする生徒に関する実態調査を実施していない学校が4割近くにのぼっている。 ~~資料 P28. 2-4~~ **(資料14)**
- 校内委員会を計画的に開催するなど、その役割を十分に機能させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図り、具体的な支援を行うことが必要である。
- 生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、行動観察や検査等の実施により障害の状態等を把握するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、教員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図る必要がある。



#### 4-IV 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

~~障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。~~

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の生き方を相互に認めあえる「共生社会」の形成が、今、強く求められている。それは、障害のある者と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持ち、持てる力を最大限発揮し、自らの役割を主体的に果たす社会である。こうした社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの理念に基づく構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っている。

本県では「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とした平成17年策定の「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念の下、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を10年にわたり進めてきた。これらは、学習支援室システム等、適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げた。

一方、この間、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加、更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の教育環境整備が求められる。また、教員の幅広い専門性の向上、地域教育資源の活用、ICTを含めた教材の充実も同様に求められている。

そこで基本的な考え方を~~「障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。」~~

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指

し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。」とし、現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて、主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していくことが必要である。



## 5V 今後の特別支援教育の進め方

~~「障害のある児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、全ての児童生徒を対象に、連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。」~~

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することが求められる。」

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げることとする。その1つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取り組むことができる体制の整備、2つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりである。つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を指すものである。

### 目標1 【自立と社会参加】

~~障害のある児童生徒が夢や希望を達成することにより抱きながら、~~  
心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

#### (1) 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実

- ~~・ 障害を早期に発見し、発達ライフステージに応じた必要な支援を行うため、乳幼児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に確立することが必要である。~~
- ~~・ 乳幼児期の教育相談には、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら、保護者が希望する日時や健診時などに対応できるよう、学校の他、市町村の関係各課、専門家等がネットワークを組織し、障害の疑いのある未就学児の早期発見、保護者の正しい障害の理解、適正な就学に繋げる支援体制の整備が必要である。~~
- ・ 子育てに関する相談は、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら、保護者の要望に可能な限り対応できるように、学校の他、市町村の関係各課、専門家等がネットワークを組織することが求められる。そこでは、子どもの実態に応じた適切な時期に、必要な支援が受けられるよう、教育的ニーズと支援の在り方について関係者間の共通理解を図るとともに、適正な就学に繋げる相談・支

援体制の整備が必要である。乳幼児期からの相談・支援が、その後の成長・発達に効果があることから、乳幼児期からの相談・支援体制の充実が求められる。

- ・ 市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援するため、県教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し、障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や、就学先を選択・決定するための手順等について提示するなど、市町村教育委員会における教育支援体制づくりへの支援を行うことが必要である。
- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成においては、保護者や専門家等からの協力を得て、一人一人に対する「合理的配慮」<sup>\*16</sup>を明らかにする必要がある。その上で、~~計画に基づき組織が適切~~組織が計画に基づき有機的に活用されることが求められることから、モデル事業等を展開しながら成果を普及していくことが考えられる。

## (2) 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

- ・ ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒について、具体的な支援を行うため、所属していた各学校等から、障害の状態、配慮事項、関係機関などの情報を~~確実に~~適切に引き継ぐとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要がある。
- ・ ~~卒業後の就労・自立・社会参加に向けて、保護者、学校、市町村、福祉、労働等の関係機関が緊密に連携し、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動への支援とともに卒業後のケアに取り組む必要がある。~~
- ・ 保護者、学校、市町村、福祉、企業を含めた労働等の関係機関は、緊密に連携するとともに本人の意思決定を適切に支援し、卒業後の就労や自立、社会参加に向けて、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポートに取り組む必要がある。
- ・ 日常生活におけるQOL（生活の質：Quality of Life）の向上や新たな才能の開花に繋がるよう、日頃から、音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実が求められる。

## (3) 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

- ・ 早期から将来を見据えた進路学習が計画的に推進されることが必要であり、児童生徒が将来の生活を思い描き、社会の変化や直面する様々な課題に柔軟に対応することが求められる。

\*16 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

- ・ 児童生徒の自立と社会参加の促進に向け、一人一人の能力を可能な限り発揮できる学科の再編を検討することが必要である。
- ・ 障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、卒業後の生活を見据え、学校と事業所及び関係機関とが合同で研修会を行うなど、教育課程や教育活動の見直し等を図ることが必要である。
- ・ 「個別の移行支援計画」<sup>\*17</sup>等を用いて、進路先へ障害の状態等の情報提供を行うなど、障害のある児童生徒の理解促進を図り、進路先と連携するとともに継続した支援が大切である。
- ・ 自立と社会参加に必要な支援を適切に行うため、関係機関とのネットワークづくりを行い、それぞれの支援の在り方について、認識の共有を図ることが必要である。

## 目標2 【学校づくり】

### 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

#### (1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを把握するため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内において様々な方法により実態調査を実施するとともに、計画的に校内委員会を開催し、検討を行うなど、組織的かつ適切に支援を行う必要がある。
- ・ 児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導部や教育相談部等、既存の校内組織との連携を図り、教職員が課題に気づいた時点で、速やかに相談できる体制を確立する必要がある。
- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当者は、その専門性を生かし、通常の学級等へ巡回指導を行うなど校内体制の構築が求められる。
- ・ 各学校や地域にいる専門家がチームを組んで、様々な場面で児童生徒や保護者のほか、指導する教員を支援するシステムの構築が求められる。
- ・ 学習集団の編成や学習内容・指導方法の改善、学校設定科目の検討等、教育課程編成の工夫が必要である。
- ・ 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、障害のない児童生徒とともに学習する場合、必要に応じて教員の複数配置を行い、ティーム・ティーチングにより役割を分担しながら、障害のある児童生徒とともに学級全体の児童生徒の指導に

\*17 個別移行支援計画

教育機関が中心となって作成する個別的教育支援計画の一つで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成するもの

当たることが必要である。

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るためには、医療的ケアコーディネーターを中心とした、教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めることが必要である。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒に対応するためのバリアフリー化や、~~情緒障害のある児童生徒~~情緒的に不安定な児童生徒への対応に必要な、精神的な安定を図るための場所を準備する等、基礎的環境の整備を図るとともに、ICTの活用も含めた教材教具の充実が必要である。
- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援の充実が~~を~~図る必要~~で~~がある。

## (2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上

- ・ 小・中、高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する校内研修を実施するとともに、特別支援学校での体験研修や県総合教育センター等での研修を通じて、特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上が望まれる。
- ・ 特別支援学級、通級による指導の担当者、~~PT~~理学療法士 (PT)<sup>\*18</sup>、~~OT~~作業療法士 (OT)<sup>\*19</sup>、~~ST~~言語聴覚士 (ST)<sup>\*20</sup>、臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し、通常の学級の児童生徒への支援、指導内容と方法の改善及び充実に必要がある。
- ・ 発達障害を含めた様々な障害によって生ずる多様な教育的ニーズに対応する専門的な指導や学級運営の在り方、教育相談への対応、関係機関との連携等についての確に対応できるよう、教員の研修内容の更なる充実が求められる。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小・中、高等学校への支援を担う特別支援学校の教員には、特別支援教育に関する豊富な経験と高い専門性が求められることから、計画的に養成する必要がある。
- ・ ~~全ての教員に特別支援教育に関する専門性が確保されるよう、教員採用の在り方及び特別支援学校教諭免許状の取得について、今後、検討していくことが必要~~

\*18 理学療法士 (PT: Physical Therapist)

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行なうことを業とする者（理学療法士及び作業療法士法）

\*19 作業療法士 (OT: Occupational Therapist)

身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせる作業療法を行なうことを業とする者（理学療法士及び作業療法士法）

\*20 言語聴覚士 (ST: Speech Therapist)

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行なうことを業とする者（言語聴覚士法）



~~である。更に、教員養成段階、その後の学校現場の教員支援については、大学との連携が強化されることが望まれる。~~

- ・ 特別支援学校はもとより、小・中、高等学校の教員に特別支援教育に関する専門性が確保されるためには、認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得、小・中、高等学校と特別支援学校との人事交流の促進及び教員採用の在り方等について、今後、検討していくことが必要である。
- ・ 学校現場における教員支援及び研修の充実のためには、教員養成段階も含め大学との連携強化を図ることが求められる。

### (3) 学習の質・効率・効果を高めるための環境整備

- ・ 狭隘化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設、県有財産や廃校となった小・中、高等学校の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置、複数の障害種部門の併置・併設などの検討が必要である。
- ・ 軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため、高等学園の新設や収容定員の拡大に向けた検討が必要である。

## 目標3 【地域づくり】

### 生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

#### (1) 共生社会の実現を目指した理解促進

- ・ 交流及び共同学習については、児童生徒が主体的に活動に参加できるよう、教育課程の中に位置づけ、計画的に推進することが必要である。また、高等部の生徒についても、社会への移行期として、多くの同世代の生徒との関わりを楽しむとともに、人々の多様な在り方が一層理解できるよう、高等学校との交流及び共同学習の積極的な推進が望まれる。
- ・ インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、その理念を地域社会が理解し、~~協力を得られるよう、丁寧な啓発活動を実施する必要がある。~~
- ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、連携協議会を開催し、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関とともに特別支援教育に関する研修会を実施し、インクルーシブ教育の理念やそれに関する法令等を理解するとともに、幼稚園、小・中、高等学校、特別支援学校それぞれの学校種で行われているそれぞれの教育を理解するなど、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進める~~ていく必要がある。~~
- ・ 各学校においては、~~児童生徒に必要とされる「障害者の権利に関する条約」に~~基づいた合理的配慮「障害者の権利に関する条約」に基づき、児童生徒に必要と

されるに合理的配慮及びその具体化を図るための基礎的環境整備<sup>\*21</sup>の提供が求められることから、管理職をはじめとする教職員は、インクルーシブ教育システムに関する理解とともに合理的配慮の在り方に関する研修を十分行うなど、専門性の向上を図る必要がある。

## (2) 市町村教育委員会への支援充実

- 市町村教育委員会においては、指導主事や外部の講師の専門性を活かした研修会の充実を図り、~~インクルーシブ教育システムの構築に求められる支援~~共生社会の形成に向けた役割等についての理解を十分なものとする必要がある。
- 市町村教育委員会が障害のある子どもに対し~~へ~~適切な教育支援を行うためには、市町村教育委員会に特別支援教育の経験豊か~~な~~職員を配置したり、児童生徒~~や~~保護者との教育相談を適宜行うことができるよう、退職した職員を非常勤として配置するなど、教育支援体制の整備が必要である。

---

\*21 基礎的環境整備

国，都道府県，市町村による合理的配慮の基礎となる環境整備（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）